

# ときめき普通預金(大阪ときめき支店専用商品)

2025年11月10日現在

1. 商品名	・ときめき普通預金
2. 販売対象	申込日現在で当金庫とお取引の無い個人で、以下の条件を満たす方 ・満18歳以上の日本国籍を有する方で、成年後見制度を利用されていない、または利用の対象ではない方。 ・税法上の居住地国が日本のみの方。 ・外国政府等において重要な地位にある(あった)個人またはその家族のいずれにも該当しない方。 ・申込日現在で有効なマイナンバーカードを所持している方。 ・大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県に居住している方。 ・当金庫の総合的な判断により利用を謝絶する可能性があることを予め承いただける方。
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできます。(但し、初回の定期預金作成完了まで、普通預金口座からの払戻しはできません。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利(毎日の店頭表示の利率を適用します。) ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税金	・分離課税 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の取扱いとなります。 ※貸越利率は担保預金が定期預金の場合は約定利率に0.5%上乗せした利率 ・キャッシュカードによる払戻しの場合は、通帳・印鑑は不要です。 ・マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱	
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページをご確認ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	・通帳は発行いたしません。(有通帳口座への変更はできません) ・印鑑の届出は不要です。 ・当支店での普通預金口座の開設はお一人様1口座に限ります。 ・インターネットバンキングの利用申込を必須とします。 ・手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はできません。 ・各種料金等の口座振替の指定はできません。 ・給与受取口座、年金受取口座、公金受取口座の指定はできません。 ・デビットカード・ペイジーの取扱いはできません。 ・口座開設後3カ月以内に普通預金への預け入れはあるものの定期預金への預け入れが無い場合は、預け入れ・払戻し等取引の一部を制限する場合があります。 ・定期預金を解約後、2年以上にわたり新たな定期預金の預け入れが無い場合、取引を停止・解約する場合があります。 ・当支店の普通預金取引を解約される場合、同時にその他当支店の全ての取引を解約するものとします。 ・その他詳細は「大阪ときめき支店 取引規定」をご確認ください。